



平成25年2月1日

各位

会社名 株式会社ジェイホールディングス
代表者名 代表取締役社長 加藤 篤彦
(JASDAQ・コード 2721)
問合せ先 常務取締役 澤畑 輝彦
電話 03-6430-3461

当社株式の時価総額に係る猶予期間指定の解除のお知らせ

当社株式につきまして、平成25年1月の上場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が3億円以上となり、大阪証券取引所の定める「JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第2号並びに業務規程、受託契約準則その他本所の規則の施行に伴う経過措置に関する規則第4条第14項及び第15項第1号（上場時価総額）」に該当しないことになりました。

記

I 当社株式の時価総額について

当社株式は、平成24年10月の月末上場時価総額が3億円未満となりましたが、平成25年1月の月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額が3億円以上となりました。この結果、当社株式は大阪証券取引所の上場廃止基準（上場時価総額）に該当しないことになりました。

（注）大阪証券取引所の当該基準（上場時価総額）は、平成25年12月末までの期間、上場時価総額に係わる基準の取扱が5億円から3億円に変更されております。（大阪証券取引所が、基準の取扱の変更を継続することが適当でないと認める事情が生じた場合には、平成25年12月末の到来以前に当該措置の適用を終了し、又はその内容を変更することがあります。）

II 今後の見通しについて

当社は、今後も引き続き大阪証券取引所における上場を維持すべく、早期の業績改善に取り組んでまいります。株主様をはじめ、関係者の皆様にはご心配をおかけしておりますが、今後ともご支援を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上